

2025 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針

2025 年 3 月 24 日

大学質保証推進委員会

1. 規程及び内部質保証の方針

学則第 2 条の 2、大学院学則第 1 条の 2 の規定、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）」及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 実施対象

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学及び本学を構成する学校法人東京理科大学業務規程第 1 条の 2 に規定する部局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間

2025 年度自己点検・評価の評価対象期間は、原則として 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日とする。ただし、報告書にまとめる活動内容は当該期間内に加え必要に応じて過年度の活動も含めてもよいこととする。

4. 自己点検・評価活動

(1) 全体的な活動方針について

自己点検・評価活動は、施策等の実施内容や結果を根拠資料、データ等に基づいて検証し、有効性や達成度を把握するとともに、検証の結果によって得られる課題・長所の把握と改善・伸長方策の検討にまで踏み込んで実施することとする。

なお、2024 年度までの自己点検・評価活動や認証評価結果、外部評価結果等を踏まえ、より高いレベルで学修者本位の教育を実現するとともに、本学の教育活動の発展に寄与する点検・評価活動とするため、「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視と実質性」を実現する方針とする。

具体的には、学生に身に付けさせる能力等の明確化、それに基づく教育課程等の整備（学位プログラムの体系化）、実施、達成度・成果・能力の獲得状況等の把握、そしてそれらの検証と改善・向上という一連の流れをもって点検・評価すること。加えて、教育活動以外の学生支援活動や教育研究環境、定員管理、教員組織及び管理運営等大学で行う諸活動についても、それらが大学の提供する教育、学生の学修活動や成果に寄与しているかの有効性や達成度に着目して点検・評価活動を行う。

なお、自己点検・評価に係る基準、項目、評価の視点は第4期機関別認証評価の受審(2027年度)に対応するために、公益財団法人大学基準協会(以下「大学基準協会」という)が設定・公表した第4期機関別認証評価の大学基準に基づき自己点検・評価を実施することとし、その詳細については、自己点検・評価委員会(以下「評価委員会」という。)で定める。

また、「基準2:内部質保証」は従来どおり本学における自己点検・評価の最重要項目に位置付けることとし、基準2以外の基準(特に基準4)についても内部質保証の概念を取り入れて自己点検・評価、改善活動を行うこととする。

(2) 学生等の意見を取り入れた自己点検・評価活動について

学部等の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫が求められていることから、2024年度は試行的に学部において学生からの直接的な意見聴取を行い、点検・評価及び改善活動の一助とした。

この活動について、本年度も原則別紙に基づき実施することとし、そこで得られた学生が感じる本学の長所や課題(及び改善方法や改善結果)についても報告書に盛り込むこととする。なお、実施の詳細については評価委員会において定めることとする。

(3) 学外者の意見を取り入れた自己点検・評価活動について

前(2)に加え、学部等の組織では学外者の意見を取り入れた自己点検・評価活動を実施することとし、そこで得られた本学の長所や課題(及び改善方法や改善結果)についても報告書に盛り込むこととする。なお、実施の詳細については評価委員会において定めることとする。

5. 改善事項に対する点検・評価

以下の改善事項等についても点検・評価の対象とする。

(1) 2024年度自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2023年度以前からの継続を含む)

(2) 関係部局のみ対象

大学基準協会から受領した「第3期機関別認証評価改善報告書検討結果」において改善課題と指摘された基準5(定員管理)に対する改善活動及び結果

(3) 経営学研究科技術経営専攻のみ対象

経営系専門職大学院認証評価結果において指摘があり、その後大学基準協会に提出した改善計画に示した活動

(4) 薬学部のみ対象

一般社団法人薬学教育評価機構の第三者評価結果において、助言及び改善すべき点として提言を得た事項に対する改善活動・結果

6. 実施、及び取りまとめ

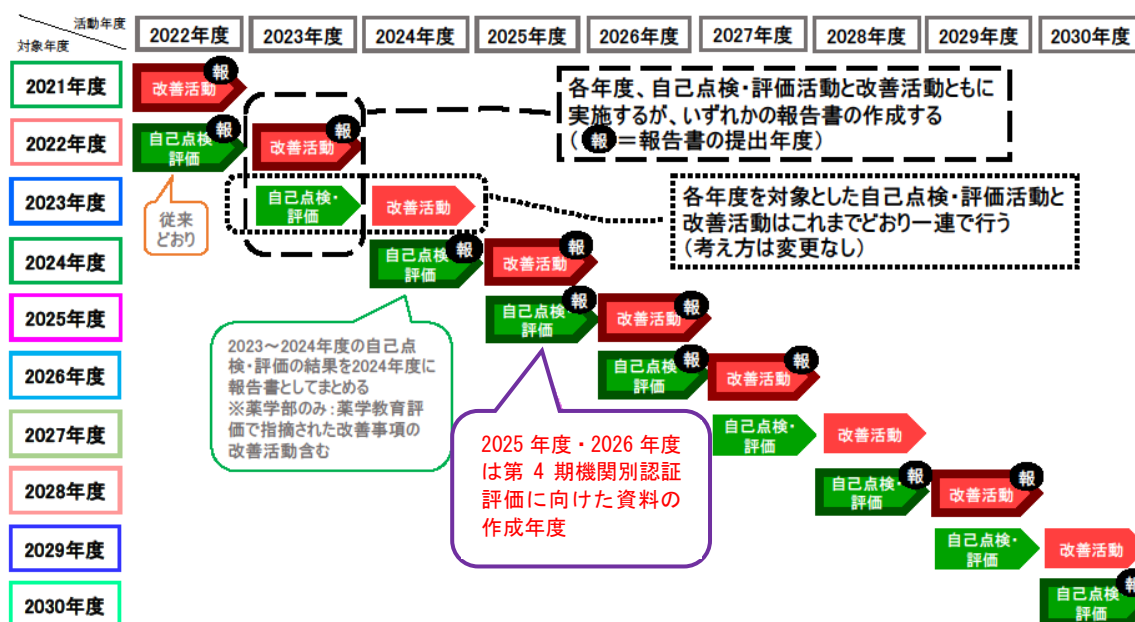
(1) 推進規程に基づき、本委員会により自己点検・評価の基本方針を定めたことを受けて、評価委員会は本学における自己点検・評価の実施を担う組織として、自己点検・評価の項目の設定、及び実施体制の整備、自己点検・評価の促進及び啓発、自己点検・評価活動の取りまとめ等を行うこととする。

- (2) 自己点検・評価の結果、改善事項がある場合には、その事実だけでなく、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、本委員会に具体的に報告するものとする。
- (3) 自己点検・評価の実施にあたっては2024年度までと同様、各部局における活動の実質化とそれに係る負担とのバランスに配慮すること。

7. 自己点検・評価結果の報告（報告書の作成）

内部質保証の一連の活動である自己点検・評価及び改善の各活動について、2023年度からは、自己点検・評価活動と改善活動が一連であることは担保しつつ、毎年度の各活動は継続して行うが、自己点検・評価報告書の提出年度と改善活動に係る報告書の提出年度に分けることとしている（下図を参照）。しかし、本年度は2027年度に受審予定である第4期機関別認証評価への準備対応として、昨年度に引き続き報告書の作成を行うこととし、報告書の様式は大学基準協会が公開する報告書様式を用いて作成することとする。

なお、経営学研究科技術経営専攻は2026年度に大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審する予定であり、本年度が受審に必要な自己点検・評価報告書を作成する年度であることから、当該報告書をもって、本基本方針における報告書として扱うことができる。



- ※ 各活動報告（報告書の作成）を行わない年度は、各部局において適宜自己点検・評価実施委員会の記録等を保管し、各活動の根拠となる資料を残すこととする。
- ※ 自己点検・評価報告書を作成しない年度は、自己点検・評価活動を実施するとともに、各部局における自己点検・評価の対象とする施策や評価方法等について、今までの活動を振り返り、重点的に点検・評価を行う項目(施策)の整理と、改善につながる活動となるよう実効性を高めることを求める。

8. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に記したことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 自己点検・評価報告書には、施策等を実施した事実と結果（現状説明）だけでなく、その後の検証と検証結果、課題や改善の成果（現状分析）を記載すること。
- (2) 各部局は、学科・専攻、センター等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画に基づき改善を進め、結果等の報告を含め計画的に取り組むこととする。

9. その他

第4期機関別認証評価の受審に向けて、内部質保証に係る新たな取り組みや対応等がさらに必要となることが予想されるから、必要に応じて各部局に自己点検・評価、改善活動に係る対応等の検討・実施依頼を行うこともある。